加須市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

１　趣旨

（１）令和３年度介護報酬改定に合わせ、高齢者虐待防止の推進、感染症や災害への対応力強化、介護サービスの質の評価及び科学的介護の取組の推進、職場環境の改善に向けたハラスメント対策の推進、認知症への対応力の向上に向けた取組の推進、人員基準・運営基準の緩和を通じた介護業務の効率化・業務負担の軽減等を目的に厚生労働省令の一部が改正されたことに伴い、加須市における指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定めている標記の条例を一部改正しました。

（２）一部改正後の条例は、令和３年４月１日から施行していますので、内容について御了知の上、今後の業務に当たられますようお願いします。

２　改正の概要

（１）定期巡回・随時対応型訪問介護看護

　ア　利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、事業者は、次の措置を講じること。

（ア）虐待防止のための対策を検討する委員会の開催及び従業者への結果の周知徹底

（イ）虐待防止のための指針の整備

（ウ）従業者に対する虐待防止のための研修の開催

（エ）虐待防止の措置を適切に実施するための担当者の配置

（オ）虐待防止のための措置に関する事項の運営規程への記載

【第３条第３項、第３１条、第４０条の２関係】

イ　介護サービスの質の向上を図る観点から、事業者は、サービスの提供に当たっては、ＶＩＳＩＴ情報※１やＣＨＡＳＥ情報※２等の科学的な裏付けのある情報の活用に努めること。【第３条第４項関係】

　　※１　質の高いリハビリテーションの提供を目的に、国が通所・訪問リハビリテーション事業所から収集し、データベースを用いて解析し、その結果を事業所にフィードバックするリハビリテーションの評価等情報。「monitoring & e**V**aluation for rehab**I**litation **S**erv**I**ces for long-**T**erm care」の通称。

　　※２　科学的根拠に基づく質の高い介護を実現することを目的に、国が各介護サービス事業所から収集し、解析等を行う利用者の状態やケアの内容等に関する情報。「**C**are **H**e**A**lth **S**tatus & **E**vents」の通称。

　ウ　適切なサービスの提供を確保する観点から、事業者は、ハラスメントにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じること。【第３２条第５項関係】

エ　感染症や非常災害の発生時においても、利用者にサービスを継続的に提供できる体制を構築する観点から、事業者は、次の措置を講じること。

　　（ア）業務継続計画（利用者に対するサービスの継続的な提供及び非常時における体制での早期の業務再開を図るための計画）の策定

　　（イ）従業者への業務継続計画の周知及び研修・訓練の実施

　　（ウ）業務継続計画の定期的な見直し

【第３２条の２関係】

オ　事業所における感染症の発生及びまん延を防止する観点から、事業者は、次の措置を講じること。

　　（ア）感染症予防等のための対策を検討する委員会の開催及び従業者への結果の周知徹底

　　（イ）感染症予防等のための指針の整備

　　（ウ）従業者に対する感染症予防等のための研修及び訓練の実施

【第３３条第３項関係】

カ　介護現場における業務負担の軽減を図る観点から、次の見直しを行うこと。

（ア）運営規程等の重要事項について、事業所に掲示する方法に代えて、閲覧可能な形（ファイル等）で備え置く方法によることを可能とすること。

（イ）運営基準において実施を求めている各種会議等について、テレビ電話装置等を活用して行うことを可能とすること。

（ウ）書面で行うことが規定されている又は想定される諸記録の作成、保存等について、電磁的方法（電子メール、電子ファイルのダウンロード、ＣＤ－ＲＯＭ等）によることを可能とすること。

　　（エ）利用者又は家族等に対して書面で行うことが規定されている又は想定される「交付」、「説明」、「同意」、「承諾」、「締結」等について、電磁的方法によることを可能とすること。

　　【第３３条第３項、第３４条第２項、第３９条第１項、第４０条の２、第２０４条関係】

（２）夜間対応型訪問介護

　ア　上記（１）のアからカまでと同様の基準を設けること。

　　　【第３条第３項、第３条第４項、第５５条、第５６条第５項、第５９条、第２０４条関係】

　イ　既存の地域資源や人材を活用しながら、サービスの実施を可能とする観点から、定期巡回・随時対応型訪問介護看護との均衡も考慮し、次の見直しを行うこと。

　　（ア）オペレーター（利用者等からの通報受付業務に従事する者）の兼務については、定期巡回サービス（定期的に利用者の居宅を訪問して行う夜間対応型訪問介護）、同一敷地内の訪問介護事業所又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報の受付業務に限り可能としているが、随時訪問サービス（オペレーターからの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護）を行う訪問介護員等及び併設する他の施設・事業所の職員との兼務も可能とすること。

　　　　【第４７条第４項、第４７条第６項、第４７条第７項関係】

　（イ）随時訪問サービスに限り他の訪問介護事業所への事業の一部委託を可能としている※が、定期巡回サービスも一部委託できることとし、併せて委託先として他の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を加えること。

　　　　【第５６条第２項関係】

　　　※　現行の基準でも、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を併設している場合には、定期巡回サービスの一部委託が可能。

　　（ウ）オペレーションセンターサービス（随時、通報を受け付け、訪問介護員等による訪問の要否を判断するサービス）を複数の夜間対応型訪問介護事業所間で集約化することを可能とすること。【第５６条第３項関係】

　ウ　一部のサービス付き高齢者向け住宅等において、利用者の自立につながるとは言い難い過剰な介護保険サービスが提供されている場合があるとの指摘があることを受け、事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めること。【第５７条第２項関係】

（３）地域密着型通所介護

　ア　上記（１）のアからカまでと同様の基準を設けること。

　　　【第３条第３項、第３条第４項、第５９条の１２、第５９条の１３第４項、第５９条の１６第２項、第５９条の１７第１項、第５９条の２０、第５９条の２０の３、第２０４条関係】

イ　認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、事業者は、介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を有さない者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。【第５９条の１３第３項】

（４）療養通所介護

　　　上記（１）のアからカまで及び（３）のイと同様の基準を設けること。

　　　【第３条第３項、第３条第４項、第５９条の３４、第５９条の３６、第５９条の３８、第２０４条関係】

（５）認知症対応型通所介護

　ア　上記（１）のアからカまで及び（３）のイと同様の基準を設けること。

　　　【第３条第３項、第３条第４項、第７４条、第８１条、第２０４条関係】

イ　共用型認知症対応型通所介護事業所の管理者が兼務できる範囲は、同事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の事業所・施設等の職務のいずれかに限られるため、当該管理者が本体施設・事業所と兼務する場合は、共用型認知症対応型通所介護事業所の他の職務には従事できない。

しかし、共用型認知症対応型通所介護は、本体施設・事業所の設備を利用して行うことが前提となっていること、また、人員配置基準も本体施設・事業所と一体のものとして定められていることなどから、管理上支障がない場合は、本体施設・事業所の職務と合わせて共用型認知症対応型通所介護事業所の他の職務にも従事できること。【第６６条第２項関係】

（６）小規模多機能型居宅介護

　ア　上記（１）のアからカまで及び（３）のイと同様の基準を設けること。

　　　【第３条第３項、第３条第４項、第８８条、第１０１条、第１０９条、第２０４条関係】

イ　小規模多機能型居宅介護事業所と他の施設・事業所が併設する場合における介護職員の兼務については、当該他の施設・事業所が地域密着型介護老人福祉施設や介護医療院等である場合に限り可能としているが、人材確保や職員定着の観点から、併設する施設・事業所が広域型介護老人福祉施設又は介護老人保健施設の場合も兼務を可能とすること。【第８３条第６項関係】

（７）認知症対応型共同生活介護

　ア　上記（１）のアからカまで及び（３）のイと同様の基準を設けること。

　　　【第３条第３項、第３条第４項、第１１８条第７項、第１２４条、第１２５条第３項、第１２５条第４項、第１３０条、第２０４条関係】

　イ　１事業所当たり「１又は２」としているユニット数について、経営の安定性の観点から、これを「１以上３以下（サテライト型の事業所にあっては１又は２）」とすること。【第１１４条第１項関係】

　ウ　夜間・深夜の時間帯の職員体制については、「１ユニットごとに夜勤１人以上」としているため、３ユニットの場合は、合計で３人以上の配置が必要となるが、人材の有効活用を図る観点から、３ユニットの場合において、全てのユニットが同一階に隣接し、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造である場合であって、事業者により安全対策が講じられているときは、「事業所ごとに夜勤２人以上」の配置とすることを可能とすること。【第１１１条第１項関係】

　エ　介護支援専門員である計画作成担当者の配置について、現在は、「ユニットごとに１人以上」の配置を必要としているが、人材の有効活用を図る観点から、これを「事業所ごとに１人以上」の配置に緩和すること。【第１１１条第５項関係】

　オ　複数事業所で人材を有効活用しながら、より利用者に身近な地域でのサービス提供が可能となるようにする観点から、サテライト型事業所の基準を創設し、サテライト型事業所については、当該事業所の管理者と本体事業所の管理者の兼務を可能にするとともに、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、厚生労働大臣が定める研修（認知症介護実践者研修）を修了した者を置くことを可能とすること。【第１１１条第９項、第１１２条第２項関係】

　カ　現在は、都道府県が指定する外部評価機関による「外部評価」と、市や高齢者相談センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する「運営推進会議」の双方で第三者による評価が行われているが、介護現場における業務効率化の観点から、運営推進会議における評価を制度的に位置付けた上で、事業所が運営推進会議と既存の外部評価のいずれかから「第三者による評価」を受けることとすること。

【第１１８条第８項関係】

（８）地域密着型特定施設入居者生活介護

　　　上記（１）のアからカまで及び（３）のイと同様の基準を設けること。

　　　【第３条第３項、第３条第４項、第１４０条第６項、第１４７条、第１４８条第４項、第１４８条第５項、第１５１条、第２０４条関係】

（９）地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

　ア　上記（１）のアからカまで及び（３）のイと同様の基準を設けること。

　　　【第３条第３項、第３条第４項、第１５９条第６項、第１６０条第６項、第１６９条、第１７０条第３項、第１７０条第４項、第１７２条第２項、第１７６条第１項第３号、第１７８条、第２０４条関係】

　イ　介護施設におけるリスクマネジメントの強化を図る観点から、事業者は、事故発生の防止のための措置を適切に実施するための担当者を配置すること。

【第１７６条第１項第４号】

　ウ　栄養ケア・マネジメントの充実を図る観点から、現行の栄養士に加えて、管理栄養士の配置を位置付けること（栄養士又は管理栄養士の配置を求めること。）。

【第１５３条第１項関係】

エ　栄養ケア・マネジメントの充実を図る観点から、施設は、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこと。【第１６４条の２関係】

オ　人材確保や職員定着の観点から、他の社会福祉施設等との連携を図ることにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士又は管理栄養士を置かないことを可能とすること。

【第１５３条第１項関係】

　カ　口腔衛生管理の強化を図る観点から、施設は、口腔衛生管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うこと。

【第１６４条の３関係】

　キ　複数の介護老人福祉施設を併設する場合の介護・看護職員の兼務について、従来型とユニット型を併設する場合は、それぞれで人員配置基準を満たさなければならないこととしているが、介護人材が不足している中、人材確保や職員定着の観点から、従来型と従来型、ユニット型とユニット型を併設する場合と同様に、入所者の処遇に支障がない場合は、介護・看護職員の兼務を可能とすること。

【第１５３条第３項関係】

　ク　サテライト型居住施設において、本体施設が（地域密着型）介護老人福祉施設である場合に、本体施設の生活相談員により当該サテライト型居住施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、生活相談員を置かないことを可能とすること。【第１５３条第８項第１号関係】

（１０）ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

　ア　上記（１）のアからカまで、（３）のイ及び（９）のイ、エ、カと同様の基準を設けること。

　　　【第３条第３項、第３条第４項、第１８３条第８項、第１８７条、第１８８条第４項、第１８８条第５項、第１９０条、第２０４条関係】

　イ　個室ユニット型施設について、ケアの質を維持しつつ、人材確保や職員定着を目指し、ユニットケアを推進する観点から、１ユニットの定員を現行の「おおむね１０人以下」から「原則としておおむね１０人以下とし、１５人を超えないもの」に緩和すること。【第１８１条第１項関係】

　ウ　ユニット型個室的多床室（天井との隙間がある仕切りで個室のように区切られ、ユニットで利用できる共用のリビング等を併設している居室）について、感染症やプライバシーに配慮し、個室化を推進する観点から、新設を禁止すること。

【第１８１条第１項等】

（１１）看護小規模多機能型居宅介護

　　上記（１）のアからカまで及び（３）のイと同様の基準を設けること。

　　　【第３条第３項、第３条第４項、第２０３条、第２０４条関係】

３　施行期日

　　令和３年４月１日。ただし、次の各規定については、次のとおり経過措置を設ける。

（１）３年（令和６年３月３１日まで）の経過措置期間を設けること。

ア　虐待の防止に係る規定（上記２（１）アほか）

イ　業務継続計画の策定等に係る規定（上記２（１）エほか）

ウ　感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る規定（上記２（１）オほか）

エ　認知症に係る基礎的な研修の受講に関する規定（上記２（３）イほか）

オ　栄養管理に係る規定（上記２（９）エほか）

カ　口腔衛生の管理に係る規定（上記２（９）カほか）

　（２）６箇月（令和３年９月３０日まで）の経過措置期間を設けること。

事故発生の防止及び発生時の対応に係る規定（上記２（９）イほか）

　（３）その他ユニットの定員に係る経過措置を設けること。

４　条例のホームページへの掲載

　　加須市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全文については、下記の市ホームページから検索できますので、ご活用ください。

　【ＵＲＬ】

　　https://www.city.kazo.lg.jp/section/reiki/reiki\_menu.html